［公告 第2024-0001号］

**K-コンテンツ企業支援センター 事務空間造成 業務委託 入札公告**

**< 本契約は清廉契約(誓約)制が適用されます。 >**

本契約は韓国の「国家を当事者とする契約に関する法律」に基づく清廉契約制が適用されます。入札者は必ず入札書提出時に下記の清廉契約書に関する内容を熟知·承諾しなければならず、同内容に違反した場合は発注機関の措置に対していかなる異議も提起することができません。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 「国家を当事者とする契約に関する法律」第5条の2に基づき、本入札に参加した当社代理人と役職員は、入札·落札、契約締結または契約履行などの過程(竣工·納品以降を含む)において、以下の各号の清廉契約条件を遵守し、これに違反した場合の入札·落札の取り消しや契約の解除·解約などの不利益について甘受し、これに民·刑事上異議を申し立てないことを約定します。  1. 金品·供応·就職提供(親戚などに対する不正な就職提供を含む)及び斡旋などを要求または約束、授受しません。  2. 入札価格の事前協議または特定人の落札のための談合など公正な競争を妨害する行為はしません。  3. 公正な職務遂行を妨害する斡旋·請託を通じて入札または契約に関する特定情報の提供を要求、受け取る行為  はしません。  4.「国家を当事者とする契約に関する法律施行令」第4条の2第1項第2号の違反時に以下の損害賠償額を納付します。  - 入札者:入札金額の100分の5  - 契約相手:契約金額の100分の10  **※ 不公正行為の申告窓口**   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 申告窓口 | | 申告方法 | | 国民権益委員会  清廉ポータル | 福祉·補助金の不正受給及び公共財政の不正請求などの行為、汚職行為、請託禁止法違反などに関する相談及び申告 | www.clean.go.kr 局番なし1398(無料) | | 国民権益委員会 国民申聞鼓 | パワハラ被害申告、汚職·公益申告、消極行政などに関する申告 | www.epeople.go.kr 国民コール110(無料) | |

**1.入札概要**

* 入札件名: K-コンテンツ企業支援センター 事務空間造成 業務委託
* 事業内容: 提案要請書参照
* 遂行期間: 契約締結後 2024年10月31日(木)まで
* 推定予算: 130,900,000円(一億三千九十万円/税込み)
* ※事業に関する問い合わせ先: 韓国コンテンツ振興院日本東京ビジネスセンター
* センター長 李咏勲 [yhlee@kocca.kr](mailto:yhlee@kocca.kr) /☎03-5363-4511
* 主任 河俊鳳 [hjb@kocca.kr](mailto:hjb@kocca.kr) /☎03-5363-4510

**2.提案書及び価格算出内訳書の提出**

* 提出締切: 2024.5.29.(水)、24:00(日本現地時間基準)
* 提出先: 韓国コンテンツ振興院日本東京ビジネスセンター koccatokyo@kocca.kr

※　入札価格は消費税を含めた金額でなければならなりません。

※　書類等は電子ファイルで提出基準に合わせて作成しe－mailでご提出ください。

※　提出期限間近になるとインターネット回線の遅れや資料の提出漏れなどが起こる可能性もあるため、提出期限前に余裕をもってご提出いただくようにお願いいたします。

※　上記メールアドレス([koccatokyo@kocca.kr](mailto:koccatokyo@kocca.kr))以外の宛先への提出は受付いたしません。

* 現場説明会

- 日時：2024.5.13.(月) 午後

- 場所：韓国コンテンツ振興院 日本東京ビジネスセンター

- 説明担当者：日本東京ビジネスセンター　センター長 李咏勲 [yhlee@kocca.kr](mailto:yhlee@kocca.kr) /☎03-5363-4511

* 現場説明会に参加される方は5月10日(金)までKOCCA日本東京ビジネスセンターメール (koccatokyo@kocca。kr）にお申し込みをしてください。時間は後ほどお知らせいたします。

**3.落札者の選定方法及び評価方法**

* 入札方式:制限競争/総額入札
* 契約方法:交渉による契約(国家契約法施行令第43条基準)

- 評価方法:提案書（技術）+価格、総合評価（提案書:価格=90:10）

* 評価の日程は提案書受付締め切り後に案内し、別途プレゼンテーションファイルの提出は必要なく、技術提案書のファイルを用いて評価を行います。
* 価格開札日時及び場所:技術評価終了後、即時開札

**4.入札参加資格**

* 当該事業の遂行能力及び経歴を有する日本現地事業者
* 「その他公共機関の契約事務運営規定」第14条、「国家を当事者とする契約に関する法律」第27条及び同法施行令第76条に基づき、公正な競争又は契約の適正な履行を害することが明白であると判断される者又は不正当業者として入札参加資格の制限を受けた者に該当してはならない。

※ 上記の提出書類は入札締め切り日の前日までに発給されたもので、有効期間内でなければならず、入札締

め切り時点で有効期間が過ぎた書類は認めません。  
※ 上記の資格を満たしていない者の入札は無効です。

**5.共同受給:不許可**

**6.入札参加及び提案書提出時の必要書類**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **区分** | | | |
| **提出区分** | **必要書類** | | **必要枚数** |
| 技術提案書 | 技術提案書  (ハングル又はWordファイル) | 提案書表紙(別紙書式)および技術提案書 | 原本１部  および  会社情報削除版  1部 |
| 別添資料  (ハングル又はWordファイル) | 一般現況および沿革(別紙書式) |
| 参加人員現況総括表(別紙書式) |
| 参加人員の履歴事項(別紙書式) |
| 安全計画セルフチェックリスト(別紙書式) |
| その他  必要書類 | 個人情報収集·利用·提供同意書(別紙書式) | | 原本１部 |
| 用役参加確認書および報酬支給確約書(別紙書式)**(必要時)**  (参加人員のうち所属外(フリーランサー等)の人員がいる場合作成、提出) | |
| 見積書 | |
| 法人登記 | | コピー１部 |
| 実際に参加する人員の現況および履歴事項  (利害関係者) | 実際に参加する人員·利害関係者の現況および履歴事項 \* エクセルの書式をダウンロードし作成、一括で登録可能 | | 原本１部 |

* 記述提案書作成時、表紙及びページ内に会社名、CIなどは表記できず、業者情報削除版の場合、提案会社が特定される内容(業者名、代表者名など)を削除しなければなりません。
* 削除していない場合は評価の際に不利益が生じる可能性もあります。
* **入札書類及び提案書の作成に関する書類様式は提案要請書の別紙書式を参照**
* **入札参加資格書類を未提出の場合、提案書の受付はできません。**

**7. 入札の無効**

* 「国家を当事者とする契約に関する法律」施行令第39条及び同法施行規則第44条に該当する場合 - 入札参加資格のない者が入札した場合
* 落札者が所定の期日内に契約を締結しない場合
* 入札参加時点より以前に韓国コンテンツ振興院と業務委託契約を締結し、その契約を誠実に履行することができないと評価された場合

**◎その他事項**

* 入札に参加しようとする者は提案要請書、「国家を当事者とする契約に関する法律」、「「

企画財政部契約例規」 等、その他入札に必要なすべての事項について入札前に完全に熟知しなければならず、これを熟知できなかった責任は入札者にあります。

**\* 投入人員の人件費計上関連**

- 本用役の参加人員は遂行期間中に月別の参加率が最低30%以上(未参加月は0%で計上)でなければならず、遂行するすべての用役を含め、100%を超過してはなりません。

* 提案要請書作成要領　Ⅲ. 事業管理部門の執行計画の作成必須（提案要請書の様式を参照）
* 提出された提案書は振興院の承認なしに修正·補完することができず、本提案に係るすべての所要費用は入札参加者が負担指しなければなりません。
* 提案書の提出後、システムを通じ最終的な提出の有無を必ずご確認ください。提案書提出の有無についての確認を行わなかったことにより発生するすべての責任は入札参加者にあります。
* 提案書(電子ファイル)が締め切り日時までにサーバーに受信されない場合(上記提出経路を経由していないものも含む)と添付ファイルに欠陥がある場合、提出しなかったものとみなし、提案書の提出がない場合入札無効処理となります。
* 必要な場合、提案内容についての確認資料を要請することができ、入札者はこれに応じなければなりません。
* 被評価者保護などのため、技術評価の全過程を録音することができます。
* 課業遂行によって生産された各種調査資料とすべての産出物は韓国コンテンツ振興院の所有であり、韓国コンテンツ振興院の承認なしに第三者に提供、本課業以外の目的に使用することはできません。
* **契約提出時、情報非公開同意書を1部提出しなければなりません。(提案要請書の様式を参照)**
* 提案社が当該年度および過去2年間に韓国コンテンツ振興院で遂行した類似·同種の業務委託の遂行満足度調査の結果が本入札案件の技術評価時に評価委員の要請および同意により参考資料として提供される場合があります。
* 上記の公告内容は、韓国コンテンツ振興院の事情により変更になることがあります。
* お問い合わせ先： 韓国コンテンツ振興院日本東京ビジネスセンター 主任 河俊鳳 [hjb@kocca.kr](mailto:hjb@kocca.kr)

上記のように公告する

2024年 5月2日

**韓国コンテンツ振興院長**